

個人住民税の主な変更内容をお知らせします

⇒市民税課 ☎内線 2349

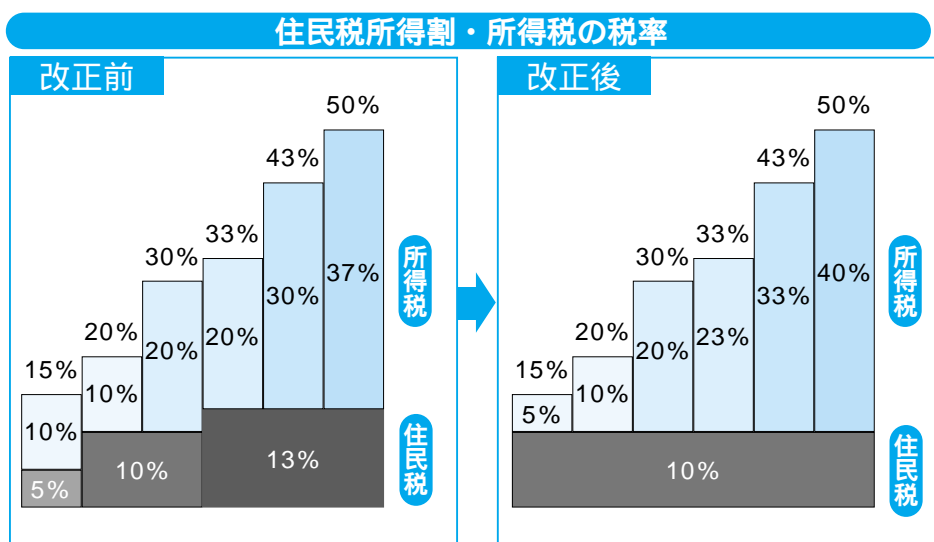
1 所得税と住民税の税率が変わります

所得税と住民税の税率が大きく変わります。住民税はこれまでの3段階から一律10%となり、所得税は4段階から6段階に細分化され、所得税と住民税の合計税額が変わらないように制度設定されています。



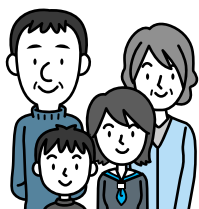
住民税所得割税率の内訳（市民税・都民税）

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
200万円以下	5%（市：3%・都2%）	一律	10% （市：6%・都4%）
200万円超 700万円以下	10%（市：8%・都2%）		
700万円超	13%（市：10%・都3%）		



2 所得税と住民税を合わせた税負担は基本的には変わりません

住民税が増える分、所得税が減るため、基本的に税負担は変わりません。住民税と所得税では扶養控除などの人的控除額に差がありますが、税源移譲による負担増が生じないよう調整控除が設けられています。



夫婦・子2人（1人特定扶養）のケース（定率減税を含めない場合の比較）

税源移譲前				税源移譲後			（単位：円） 移譲に伴う 負担増減額
給与収入	住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計	
300万	13,000	0	13,000	13,000	0	13,000	0
500万	80,000	119,000	199,000	139,500	59,500	199,000	0
700万	200,000	263,000	463,000	297,500	165,500	463,000	0
1,000万	446,000	688,000	1,134,000	543,500	590,500	1,134,000	0

住民税には均等割額が含まれています（市民税3,000円、都民税額1,000円）

3 税源移譲のほかに、平成19年は定率減税が廃止されます

所得税は1月分から、住民税は6月分から定率減税が廃止されます。これにより、18年度に比べ19年度の住民税の税負担は増えることになります。

このほか、住民税の「老年者非課税措置」の廃止に伴う経過措置による負担増があります。

税額の試算は市のホームページ（税・個人市民税）を。より詳しいQ&Aは東京都主税局 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。



<ケース1> 夫婦・子2人（1人特定扶養）

定率減税廃止前				定率減税廃止後			（単位：円） 実際の 負担増減額
給与収入	住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計	
300万	12,300	0	12,300	13,000	0	13,000	700
500万	74,300	107,100	181,400	139,500	59,500	199,000	17,600
700万	185,300	236,700	422,000	297,500	165,500	463,000	41,000
1,000万	426,000	619,200	1,045,200	543,500	590,500	1,134,000	88,800

住民税には均等割額が含まれています（市民税3,000円、都民税額1,000円）



<ケース2> 本人65歳以上・70歳未満の配偶者を扶養

定率減税廃止前				定率減税廃止後			（単位：円） 実際の 負担増減額
年金収入	住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計	
200万	0	0	0	0	0	0	0
240万	7,700	28,900	36,600	27,300	16,100	43,400	6,800
280万	40,600	62,400	103,000	78,300	34,700	113,000	10,000
300万	46,600	79,200	125,800	95,600	44,000	139,600	13,800

住民税には均等割額が含まれています。
非課税措置廃止に伴う経過措置が適用されています（19年度市民税額2,000円、都民税額600円）

税額が変わる時期は所得の種類などにより異なりますので、ご注意ください

予定納税は19年7月から

所得の種類	住民税	所得税
給与所得	平成19年6月から	平成19年1月から
事業所得	平成19年6月から	平成20年2月の確定申告から
年金所得	平成19年6月から	平成19年2月から
退職所得	平成19年1月から	平成19年1月から

住民税（退職所得以外）の特別徴収分は、6月の給与差引き分から、普通徴収分は6月納期分から19年度の税額となります。

毎月の給与から差し引かれる所得税などはどのように変わりますか？

サラリーマンなど給与所得者の場合、所得税は1月以降の給与から新税率で課税されますので、多くの方が負担減となります。しかし、住民税は6月以降の給与から新税率で課税されますので、負担増となります。

平成18年末に退職したため、19年には住民税だけを支払うことになります。この場合、税負担はどうなりますか？

平成19年に所得がなく、所得税は課税されず、住民税のみ課税される方は、19年中の所得が確定した後、20年7月に市に申告することにより、既に納付された住民税の一部が還付される場合があります。この措置は19年度の住民税に限ります。



私は年金収入しかありません。住民税は増えるのですか？

住民税は平成18年度に65歳以上の高齢者に対する老年者控除・公的年金控除などの廃止・縮小に伴う負担増がありました。その経過措置として、平成17年1月1日現在65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、19年度は本来の税額の3分の2に減額されています（均等割額2,600円）。ただし、定率減税の廃止はすべての方に適用されますので、多くの方は18年度より税額は増えますが、年金から差し引かれる所得税は19年2月分から減ることになります。

現在、所得税の住宅ローン控除を受けています。どのような影響がありますか？

所得税が減ることにより住宅ローン控除額が減ってしまう方は、平成20年2月以降に税務署などへ申告すれば、20年度以降の住民税から減った額を控除することができます。ただし、対象者は18年末までに入居した方に限ります。